

II 公金等取扱関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 横領	公金（学校徴収金等を含む。以下同じ。）又は県等の財産（学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下同じ。）を横領した教職員	○			
2 窃取	公金又は県等の財産を窃取した教職員	○			
3 詐取	人を欺いて公金又は県等の財産を交付させた教職員	○			
4 紛失	公金又は県等の財産を紛失した教職員			○	○
5 盗難	重大な過失により公金又は県等の財産を盗難により亡失した教職員			○	○
6 損壊	故意に県等の財産を損壊した教職員		○	○	
7 出火・爆発	過失により県等の財産に出火、爆発を引き起こした教職員			○	○
8 諸給与の違法支払い・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員		○	○	
9 公金又は県等の財産の処理の不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は県等の財産の不適正な処理をした教職員		○	○	